

## 森町お達者度向上活動認定証交付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、お達者度の向上をめざし活動する町民の団体及び町民のお達者度の向上を支援する町内の店舗に対し「森町お達者度向上活動認定証」(以下「認定証」という。)の交付に関する事項を定めることを目的とする。

(認定証の種類)

第2条 交付する認定証は、次のとおりとする。

- (1) 森町お達者度向上活動認定証
- (2) 森町お達者度向上活動認定証(看板)

(交付対象団体及び店舗)

第3条 認定証の交付を受けることができる団体は、町内に住所を有する者で組織し、自立して町内で活動する次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 健康づくりを目的として、町内で定期的に月1回以上の運動・体操を実施している団体【運動部門】
- (2) 町民3人以上が集まって、町内で趣味の農業を行っている団体【運動部門】
- (3) 町民が気軽に、無理なく、楽しく、自由に集える居場所、サロン(通いの場)を定期的に月1回以上開催している団体【社会参加・交流部門】
- (4) 町民が気軽に、無理なく、楽しく、自由に集える共食の集いを定期的に月1回以上開催している団体【食・栄養部門】

2 認定証の交付を受けることができる店舗は、町内で営業を行っている次の各号のいずれかに該当する店舗とする。

- (1) 「急須でいれた緑茶」を定期的に提供している「店内全面禁煙」の店舗【食・栄養部門】、【健康管理部門】
- (2) 高齢者の低栄養予防を目的とした「食事(惣菜含む)」を定期的に提供している店舗(移動販売含む)【食・栄養部門】

(交付の申請)

第4条 認定証の交付を受けようとする団体及び店舗は、森町お達者度向上活動認定申請書(様式第1号)により、町長に申請するものとする。

(交付の決定等)

第5条 町は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは認定証を交付する。

(台帳の整備)

第6条 町は、認定証を交付した場合には、交付状況を明らかにするため、森町お達者度向上活動認定証交付台帳(様式第2号)を整備するものとする。

(費用負担)

第7条 認定証は、無償で交付するものとする。

(認定証の管理)

第8条 認定証の交付を受けた団体及び店舗は、見えやすい場所に認定証を掲示する。

2 認定証の交付を受けた団体及び店舗は、認定証を適切に管理するとともに、第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、認定証の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。